

議案第9号

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

なお、この規程は、平成30年第4回青森市議会定例会において、「青森市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」が可決した場合に限り、制定するものである。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

平成30年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(平成21年規程第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の117.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の132.5」を「100分の125」に改め、「100分の170」を「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月〇〇日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程(以下「改正後の役員報酬規程」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の役員報酬規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員報酬規程の規定による給与の内払とみなす。